

第60回おたる潮まつり出店注意事項

1 出店許可について

出店申請書等の必要書類を提出していただき、かつ、出店料をお支払いいただいた出店者の方に「出店許可証」を発行します。出店許可証は、責任者の顔写真を貼り付けた上で、必ず店舗内の見える位置に掲示してください。

また、潮まつり期間中、実行委員会及び小樽警察署員が巡回を行い、適正な営業が行われているか確認を行いますので、代表者又は出店責任者は、必ず店内にいらっしゃるようにしていただき、一時的に店を離れる場合も連絡がとれるようにしてください。

2 設置場所について

- (1)潮まつり実行委員会で指定した出店場所以外での販売、呼び込み及びテーブル、椅子や物品の設置などは認めていません。特に、出店場所以外での手持ち販売などの行為はやめてください。
- (2)出店に必要な資材（テント、テーブル、台車など）及び電気工事の手配は各自で行ってください。
- (3)テント設営の際、アスファルト等の地面に杭やペグを打ち込むことは絶対にやめてください。
- (4)ポートスクエア区画の周囲の設置物は使用禁止です（植え込み、ベンチ、ミニステージ等）。設置物の破損があった場合は、破損箇所の前で営業されている出店者に修繕費用を負担していただきますので、人が入らないように管理をお願いします。

3 設営・出店・撤去等時間について

- (1)出店用テントの設営日時について

- ・ステージ前区画 7月23日（木）17時30分以降
 - ・ポートスクエア区画）7月23日（木）17時30分以降
- ※潮まつりの開催時間にあわせて変更する場合があります。

- (2)出店時間及び資材等搬入・搬出時間及び注意点について

日付	搬入可能時間	出店時間	搬出可能時間
24日	9:00～14:00	15:00～22:00	22:30～23:30
25日	8:30～9:30	10:00～22:30	23:00～24:00
26日	8:30～9:30	10:00～22:00	23:00～

- (3)出店時間は上記のとおりですが、各日とも出店時間終了までは閉店しないでください。

出店時間の終了をお知らせするため、**24日と26日は22時00分から、25日は22時30分から5分間、配電が止まります**ので、ただちに店内のお客さんを退店させ、撤収作業に入ってください。特に、最終日は翌日から港湾業務が始まるので、翌朝までに必ず**撤去を完了**してください。

- (4)設営・営業等に当たっては、会場周辺の企業や行政機関など、関係のない敷地には立ち入らないでください。

4 車両の通行

- (1)会場内及び周辺には交通規制がかかります。（規制の詳細は後日お知らせします。）
会場内及び会場周辺を通行の際は警備員の指示に従い、特に徐行してください。また、その際はダッシュボード上の見やすい場所に通行証を掲示してください。（通行証は7月中旬に配付する予定です。）
なお、**通行証には、運転者の電話番号を必ず記入**願います。
- (2)会場内（出店場所）への車両進入は、搬入・搬出可能時間内に限られます。
- (3)**出店時間内にやむを得ず物品の搬出入をするときは、会場入口まで**となります。交通規制図（後日配布）にて確認してください。
なお、これらの地点にて積み降ろしを行う場合は、警備員の指示に従い、終了後は早急に退出してください。
- (4)出店者用の駐車スペースは用意しておりません。出店時間中の会場内への駐車や、港湾道路を含めた道路への**路上駐車等は絶対にしない**でください。例年、港湾荷役業務に支障が出るとの苦情があり、潮まつりの存続に関わる問題となっておりますので厳守願います。
- (5)設営・撤収時の、みなとオアシス裏への車両乗り入れについては混雑が予想されますので、台数、時間ともに必要最低限の乗り入れとして下さい。

設営・撤収のときは、車両通行の妨げにならないよう、自店舗前の通路に資材等を置かないでください。

また、自店舗前に車両を駐車するときは、自店舗側に寄せて駐車してください。

なお、撤収時には、車両を店舗前などに長時間駐車したままで撤収作業を行わず、積み込みが可能な状態になってから搬出車両を乗り入れてください。

5 清掃及びごみの処理について

- (1)自店舗内や店舗周囲の清掃はもちろん、残り物（特に廃油）の処理は確実に行ってください。
- (2)ごみは、下記の7種類に分別の上、出店者専用ごみ集積所に出してください。

- | | | | |
|----------|----------|---------|--------------|
| ①カン | ②ビン | ③ペットボトル | ④トレイ等プラスチック類 |
| ⑤発泡スチロール | ⑥紙くず・割り箸 | ⑦段ボール | |

各ごみ集積所には、分別指導員を配置しておりますので、指導員の指示に従い確実に分別を行ってください（分別していないごみは受け付けません）。なお、分別が確実にできていない出店者については、来年以降の出店をお断りする場合がありますので、ご注意ください。また、ごみの排出は出店時間中、随時可能です。

- (3)調理で油を使う場合、調理機材（**特に焼き台、フライヤー**）から地面（アスファルト）に熱い油がこぼれることのないよう**ブルーシートとコンパネで養生をした上に調理機材を設置して調理**してください。**撤収後、アスファルトの汚れや破損がひどい場合は補修費用を負担していただく場合がありますので、ご注意ください**。
また、**廃油（植物性の廃食用油）の処理**について事業者による無償引取を行いますので、ご利用ください。**廃油を不法投棄することは絶対にやめてください**。

(4)会場内に設置されているごみ箱は来場者用と出店者用で分かれています。出店者は必ず出店者用ごみ箱にごみを出してください。

また、出店終了後に、会場内のやぐら前等にごみを排出することは絶対にやめてください。

(5)実行委員会で設置したごみ箱を移動したり、店内に入れたりしないでください。

(6)会場内の出店用水道（シンク）には、油は絶対に捨てないでください。また、油以外の排水は可能ですが、残飯などの固形物などは絶対に流さないでください。排水が詰まって水道が使用出来なくなります。また、会場内の排水溝に残飯・ゴミを廃棄することも固く禁じます。マナーを守ってください。固形物の処理は各出店者で対応をお願いします。

6 火災事故等の防止措置について

(1)発電機の使用は禁止しておりますので、各自で電気工事業者に配電を依頼してください。

(2)店内で火気（フライヤーを含む）を使用する店は、未使用かつ使用期限内の消火器を設置してください（業務用4型以上、エアゾールタイプ等の簡易なものは不可）。その他、自店舗での事故発生には十分に注意して営業してください。

(3)閉店後は、毎日必ずガス器具の閉栓（ガスの元栓及び調理器具のコックを閉める）を行い、全ての火気の点検を行ってください。

7 損害賠償保険の加入について

来店者等に対する事故（食中毒やケガ）に対応する損害賠償保険への加入（保険金額1億円）をお願いしております。加入書の写しなどの提出の必要はありませんが、万が一事故等が発生した場合、当実行委員会では一切の責任を負いませんので、必ず加入してください。

8 保健所の営業許可について

食品を扱う店は、出店許可証の写しを添付の上、各自で保健所に臨時営業許可の申請をしてください。営業許可証の交付が確認できない場合、出店はできませんのであらかじめご了承ください。

なお、臨時営業許可申請についてのお問い合わせは、保健所生活衛生課（Tel：22-3118）をお願いいたします。

9 営業終了時間及び20歳未満の者への酒類提供について

営業終了後は速やかに消灯し、来客に退店を促すようお願いしておりますが、一部店舗において、営業終了時間を過ぎても商品を販売している実態がありました。また、明らかに20歳未満と思われる者への酒類提供があったという実態も耳にしています。これらの行為は、会場内で若者が帰らずたむろする原因になるほか、非行や犯罪の助長につながる行為であることから、小樽警察署より厳重注意を受けておりますので、以下の事項の遵守についてお願いいたします。

○営業終了時間の徹底（横幕を張っての営業も認めません）

○未成年者及び自動車等の運転者への酒類提供禁止の徹底

10 出店区画におけるテーブル・イス等について

ポートスクエア区画においては、来場者が座って飲食ができる場所の提供を目的として、テーブル及びイスの設置を予定しています。

あくまでも、各店舗のお客様だけが限定して利用するのではなく、全ての来場者に広く利用していただくことを想定していますが、仮にテーブル及びイスを設置する場合は、それらの設置及び撤収、テーブルの拭き掃除や残されたごみの片付けなどを出店者の方々に行っていただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

11 その他

- (1)「出店募集要項」及び「出店要項」ならびに実行委員会の指示に従わない場合は、潮まつり準備期間中を含め、当日の営業中であっても撤去していただきます。また、次回以降、出店申込を受け付けませんのでご注意ください。
- (2)各店舗における金品の盗難などについては、当実行委員会では一切責任は負いません。
各出店者において管理してください。
- (3)購入待ちの行列ができた場合は、出店者において整列・案内等を行い、他店舗の営業や来場者の通行の妨げにならないように対応してください。
- (4)前売り券を取り扱う場合、事前にサンプルを事務局に提出してください。
(前売り券の出店名と実際の出店名が異なることのないよう、十分ご注意ください。)
- (5)クラウドファンディング等の資金調達による出店は認めていません。
- (6)出店スペース内は、紙巻たばこ、電子たばこの別を問わず禁煙です。出店者、来場者ともに会場内の喫煙所を利用してください。なお、出店場所付近に、たばこの吸い殻が大量に捨てられていた事案がありましたが、このような行為は周辺施設の迷惑になるほか、火災にもつながりかねない危険な行為ですので、絶対にやめてください。